

平成 27 年 7 月 16 日

市政担当記者 様

生駒市障がい福祉課

精神障害者医療費助成事業の適用範囲を平成 28 年 4 月から 2 級以上に拡大します

標記の件につきまして、平成 27 年 6 月定例会において市長が所信表明で申し上げましたところですが、精神障がい者の健康の保持及び福祉の増進を目的として、精神障害者医療費助成事業の適用範囲について、平成 28 年 4 月 1 日から精神障害者保健福祉手帳の 2 級所持者まで拡大します。

平成 26 年 9 月議会で「精神障害者に対する福祉医療制度（心身障害者医療費助成事業）の適用を求める請願書」が採択されるなど対象者からは要望が非常に高かった事業で、県内各市では初めて実施時期を明確にするものです。

なお、平成 27 年度においては 2 級所持者への助成拡大に向けての準備を行います。

※参考

平成 27 年度

- ・ 1 級のみ対象 … 平成 27 年 4 月診療分から実施
- ・ 平成 27 年度予算額 … 21,900 千円
- ・ 認定者数（平成 27 年 6 月末日現在）… 45 人

平成 28 年度

- ・ 2 級以上を対象 … 平成 28 年 4 月診療分から実施
- ・ 平成 28 年度予算における増加額 … 41,722 千円（※奈良県の試算による）
- ・ 適用範囲拡大による推計 2 級所持者数 … 446 人（※奈良県の試算による）

問い合わせ＝生駒市障がい福祉課（担当：平尾・鍬田）

☎0743-74-1111（内線 792）

一般の医療費の負担区分(現行)

自立支援医療(精神通院医療)以外における医療費の負担区分

7割	3割
保険者(社会保険・国保) 7割	本人負担

- 要件
- ① 1・2・3級、全診療科目の入院
 - ② 1・2・3級、精神科以外の診療科の通院
 - ③ 自立支援医療受給者、全診療科目の入院

自立支援医療(精神通院医療)における医療費の負担区分(継続)

精神障害者(1・2・3級)の精神科の医療費の負担区分(通院に限る)

7割	2割	1割	
保険者(社会保険・国保) 7割	国負担 1割	県負担 1割	500円(市負担) 県負担≒0.5割 市負担≒0.5割
		自立支援医療 (精神通院医療)	県独自の精神通院 医療の助成制度

- 要件
- ① 自立支援医療受給者、精神科の通院
 - ② 受給者証に記載されている指定医療機関

今後の県独自の精神障害者医療費助成制度(新規)

精神障害者(1・2級)の全ての診療科の医療費の負担区分(入院・通院両方)

7割	3割	
保険者(社会保険・国保) 7割	500円(通) or 1000円(入) (本人負担)	
	県負担 ≒1.5割	市負担 ≒1.5割
		県独自の精神障害者医療費 助成制度

- 要件
- ① 1・2級、全診療科目の入院
 - ② 1・2級、精神科以外の診療科の通院

実施時期 平成26年10月1日～
 助成方法 自動償還(県内医療機関)
 通常償還(県外医療機関)

所得制限 旧国民年金法施行令(老齢福祉年金に定める所得制限)

精神障害者数	障害等級	H23年	H24年	H25年	H26年県推計	H26年割合
	1級	49	52	52	186	29.43%
	2級	234	256	256	446	70.67%
	3級	62	73	73	未推計	
	計	345	381	381	632	100%